

デジタル変革時代の電波政策懇談会
移動通信システム等制度ワーキンググループ
携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第12回）
議事要旨

1 日時

令和4年9月26日（月） 16:00～17:52

2 場所

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室／Web会議併用のハイブリッド

3 出席者（敬称略）

（1）構成員：

相田主任、三瓶主任代理、栗田構成員、猿渡構成員、関口構成員、中島構成員、松村構成員、山郷構成員

（2）オブザーバ：

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

（3）総務省：

竹村総合通信基盤局長、豊嶋電波部長、近藤総合通信基盤局総務課長、荻原電波政策課長、中村移動通信課長、高橋電波政策課調査室長、渡部電波政策課携帯周波数割当改革推進室長、入江移動通信課移動通信企画官

4 配付資料

資料12-1	追加質問への回答（概要）
資料12-2	追加質問への回答（詳細）
資料12-3	論点整理（案）
資料12-4	楽天モバイル株式会社提出資料
参考12-1	700/900MHz帯の周波数移行の経緯

5 議事要旨

（1）開会

(2) 議事

① 追加質問等への回答

追加質問等への回答について、資料12-1及び資料12-2に基づいて事務局から、資料12-4について楽天モバイル株式会社 矢澤氏から説明が行われた。

② 質疑応答

(ソフトバンク株式会社)

資料12-4について、終了促進と同じような形で順次移行していくようなイメージと読み取ったが、終了促進に関しては従前どおり否定的なのか。また、プラチナバンドの利用目的は主にカバレッジと以前お話しされていたと思うが、この移行工事のエリアは、例えばルーラルのほうから広げていくといったイメージがあるのか。

(楽天モバイル株式会社)

1番の質問はイエスである。2番目の質問は、我々のほうでも皆様とやりやすい形を考えなければいけないと思っており、カバレッジという観点では、現在我々のカバレッジが弱いところから中心にお出しすることになると思う。ただ、それをエリア制かもう少し細かいやり方でやるのか、どちらがいいのかは総務省と相談させていただければと思っている。

(山郷構成員)

今の楽天モバイルの回答で明確化の観点で確認させていただくが、1つ目の質問のイエスは、終了促進措置を使う予定はないという趣旨か。

(楽天モバイル株式会社)

使う予定はない。

(栗田構成員)

マイクの関係で最後聞こえなかったので、もう一度、終了促進措置を使うつもりがあるのかお答えいただきたい。また、段階的移行の実現のために終了促進措置を利用することが可能であるとすれば、その際に、既存免許人と協議した上で、移行費用の負担等も含めて協議する準備はあるか。

(楽天モバイル株式会社)

終了促進措置は使わないということ。併せて2番の回答にもなるかと思う。

(中島構成員)

従来、終了促進措置の制度に基づくと、使用期限の前倒しをする分は受益者の負担という考え方でやってきたが、その考え方についてはどのようにお考えか。

(楽天モバイル株式会社)

過去の制度であればそれが例としてあることは理解している。今回は制度が変わり、終了促進措置を使わずともできるため、過去をそのまま当てはめるという考え方を我々は取らないという趣旨である。

(栗田構成員)

楽天モバイルに対して2点質問がある。第一に、今回、段階的移行の提案を頂いたが、第一希望は移行期間1年間程度とも主張されている。しかし、移行期間は再割当て時、認定時から起算されるため、場合によっては既存免許人の免許期間内に使用期限を設定することになりかねない。これは既存免許人側が有している、免許期間内はその周波数帯を使用できるという「権利」を剥奪することになりかねず、国庫から補償金を支払う補償の対象にもなり得る。電波法としてもそこまで移行期間を短縮することは基本的に想定していないと考えられ、仮に既存免許人の免許期間内に使用期限を設定すべきだと主張するのであれば、「権利」を剥奪しても構わないという、かなり強力な論拠を示していただく必要があると思う。そうしたものをお持ちでしたらお示しいただきたい。

第二に、恐らく移行費用については既存免許人が負担すべきであるという主張との関係で終了促進措置は利用しないと言われているのではないかと拝察する。その上でお聞きしたいのは、移行費用の負担の面は一旦置くとして、今回お示しいただいたような段階的移行をどのように法的に実現するのかを検討するに当たって、仮定の話だが、行政等の中立な第三者を交えた上で既存免許人と協議して段階的移行を実現するために終了促進措置を利用するといった場合でも、終了促進措置は利用しないお考えなのか。

(楽天モバイル株式会社)

1点目に関して、我々は今回2024年3月という期日を記載したが、これがその使用期

間にかぶってしまうと、ややこしいことになるので我々は理解しているので、2024年3月までに、先生が指摘いただいたことにならないように、総務省で調整いただいて、この期間でやらせていただきたいという趣旨。

2点目は、我々としても検討したいと思うが、我々は費用負担と終了促進措置はイコールだと認識しているので、過去においては終了促進措置で費用を新規免許人が負担してということは理解しているが、今回は電波法改正でそれを使わなくてもできると理解しているので、費用負担がないのであれば終了促進措置を使うかどうかに関しては、答えを持っていないというのが正直なところ。

(栗田構成員)

終了促進措置について、今回提案いただいた段階的移行を法制度としてどのように実現するかという側面から引き続き検討いただければと思う。

(ソフトバンク株式会社)

段階的にということだが、前回お話したとおり例えば北海道などのブロックごとだと、移行工事のための工事業者をどのように調達するかがポイントになる。北海道の工事における工事業者を、東京から呼ぶわけにはいかないの、段階的に実施することによる工事期間の短縮化への効果はあまり高くない。

もう一つは、北海道の中の一部に関して、工事業者が移動できる範囲の中で集中的なエリアをつくって工事を行うとなると、かなり緻密な干渉検討の調整が必要になる。各エリア内での細かい部分においてそのような調整となると、調整が非常に厳しいものだと思っており、終了促進措置で国民の中で調整するほうがより現実的ということをお話しさせていただく。

(楽天モバイル株式会社)

我々もエリアごとに絞ると、工事業者の調達の面で難しいことは理解しているので、先ほど申し上げたとおり、エリアごとがいいのか、全国的にばらけたやり方がいいのか、そこは我々は協議できるかと思っている。それに関しては、そこから終了促進措置にならないように、我々としてもいろいろディスカッションできるかと思っている。

(猿渡構成員)

楽天モバイルに伺いたい、技術者目線だと、電波の有効利用は周波数単位当たりの

利用効率をどのように上げるかであり、今のところ楽天モバイルからの既存事業者よりも周波数を有効利用できるという話は、受け入れ難い。単に価格を下げるとか、単につながるようにする以外の答えを聞けていない。何か具体的に周波数当たりのトラフィックを上げる算段はあるのか。単に自分たちのビジネスのために周波数を割り当ててくれとしか聞こえないので、アイデアがあればお聞かせいただきたい。

(楽天モバイル株式会社)

今回、2つゲートがあると思っており、電監審における有効利用評価方針が1つ目のゲート。その先に開設指針というものが設けられて、比較審査、競願というプロセスになると思っている。資料12-3の3ページに、第1段階に関する評価案が出ており、ここにある項目1～5に基づいて我々がより有効に活用できるかが判断され、この後、開設指針の内容に基づいて、基地局の整備、もしくは面積カバー、人口カバーだけではなく、その他の項目が含まれて、総合的な比較審査が行われると考えており、このプロセスに沿って我々がこの案を出していくことになるかと理解している。

(猿渡構成員)

技術導入状況5が気になっていて、そこのアイデアがあるかということを知りたかった。今のお答えでいうと、案が出されたら考えるという状況だという理解でよいか。

(楽天モバイル株式会社)

例えばで申し上げるが、我々、これから設備を打っていく形になるので、当然3GPPの最新のリリースに応じて言えば、多値変調が規定されているものもあるので、そういうものを積極的に取り入れながらになると思う。この場で具体的にどのような技術を全て導入するということは差し控えるが、基本的にアイデアとしてはそういうことになるかと考える。

(栗田構成員)

既存事業者に対して質問とコメントを申し上げたい。移行期間に関して、再割当て制度を単純に既存の制度と比較することはできないが、競願の審査において既存免許人が劣後した場合というのは、従来の周波数帯再編の場合よりも、免許期間の満了時に再免許が行われなかった場合に、事態としてはより近いと考えている。つまり、相対的に電波の有効利用ができない既存免許人には可能な限り早く停波し、より有効利用ができ

る新規開設者に早期に周波数帯を明け渡してもらおうというのが電波法の基本的な考え方ではないかと思う。仮にそうだとすると、移行期間は既存免許人の利用者にかかる不利益を可及的に軽減するための一種の猶予期間と考えるべきであり、積極的に周波数帯の使用が認められているわけでない。例えば、移行期間を使用して新たにビジネスを行うようなことは想定されていないと考えるべきだろう。そうすると、中長期的な投資の回収等は、認定期間の長短に関わる論拠ではあるとしても、これを移行期間の決定に際して考慮すべきだということは、必ずしも当然には出てこないと思う。したがって、もし中長期的な投資の回収等の側面を移行期間の設定に当たって考慮すべきだと御主張になるのであれば、再割当て制度の趣旨との関係でその理由を説明いただきたい。

もう一点は、レピータ交換等にかかる期間は、重要な資料として考慮すべきだとは思いますが、これがそのまま移行期間として正当化されるわけではないと考える。従来の制度では、仮に免許期間の満了時に再免許が行われなければ、例えば、利用者に不利益が及ぶのですぐに停波はできないと主張したからといって猶予が設けられるわけではなかった。基本的には、これと平行に考えることができるのではないかと思う。そこで、全ての既存事業者に対してお伺いしたいが、大きな枠組みとして、期間内の段階的移行、順次移行に対応することができるかどうかという点を確認させていただきたい。

(株式会社NTTドコモ)

免許が交付されている期間に、より有効利用する新事業者に割当てがあった場合に関しては、速やかに移行期間の準備に入るべきという考え方である。2つ目の質問に関しても、移行が決まったという段階では、お客様への迷惑を最低限にしなければいけないことを踏まえながら、いかにその期間内に円滑にシフトをするのかといったところを考えていかなければいけないと考えている。

(KDDI株式会社)

1つ目の質問の移行期間と設備投資回収の相関は、私どもの大きな考え方として、3Gあるいは4Gのシステム等々、システムの高度化が進んでいくが、大体1システム少なくとも20年という期間がある。今後さらにIoTの進展で伸びていくというところを私どもはお伝えした。その観点では、システムの先行投資あるいは安定的運用を考慮すると、事業者視点の観点ではその1システムが安定的に運用できる20年程度は使用できるようにしていただきたいというのが、まずベースとしての見解である。したがって、今回の移行期間と直接リンクするわけではなく、使用期間として考えられるのが認定期間

プラス移行期間と仮定すれば、認定期間が10年と法制度で定められたため、移行期間も相応に考慮いただきたいと述べたまでである。

2つ目に関して、今回、レピータはかなり頑張った場合の数値をお示しして、19万台と台数も多く、これは既存の約2倍の工事量で、努力して10年という結果をお示している。大きな考え方として使用期限を10年後に設定してそこに向けての移行の作業は、10年かかると申し上げている以上、10年かけて行っていく。その途中、段階的に空いていくというところに関して、その場所場所の空いているところの有効利用に関しては検討できるかと考えている。ただ、大きなエリアがきれいに一斉に段階的に空けられるかは少々難しいところもあり、それは事業者間で相談できればと思っている。

(ソフトバンク株式会社)

1点目の移行期間の考え方について、事業者は長期でネットワークを運用していくことを前提とした開発、発注、交渉、様々なことを行っており、来年当該周波数が利用できなくなるといったことを前提とすると、そのような営みは誰が考えてもできなくなるという考えである。海外でもアドバンスノーティス等々の話は移行期間を前提としているわけではなく、ある一定の猶予期間を前提としている。今回移行期間にはなっているが、我々としては移行期間そのものがすぐに移行を開始することを前提としたものというよりは、猶予期間を含めたものだとして理解している。ネットワークの安定性とか安定運用を前提とした場合には、一定の期間を担保することがどうしても必要になってくる。そうでないと設備投資を安定的にすることができないことは理解いただきたい。

もう一点、一定の範囲の中でエリアを少し集中的に対応することができるかという質問と理解したが、これは技術的には干渉検討等、緻密に調整していけば可能だと思う。ただし、これは1年前、2年前からできるわけではなく、適切にタイミングを見据えながら調整していくことが重要になってくる。大きなスパンで決めるというよりは、事業者間で十分緻密に議論していく中で決めることはテクニカルには可能だと認識している。

(栗田構成員)

非常によく考えが整理できた。ソフトバンクに対して一点質問申し上げる。中長期的な投資あるいは先行投資が必要であること、例えば1世代20年をにらんでいるという主張は理解できるが、競願において負けるということは十分に有効利用できていないということである。もし中長期的な先行投資を行い、その投資の回収を十分に見込みたいというのであれば、その周波数帯を十分に有効利用し、競願に負けないようにすべきだと

ということになるのではないか。有効利用が十分にできておらず、競願に負けることを前提としながら、中長期的な先行投資の回収に要する期間をなお移行期間として考慮すべきだという根拠を補足していただきたい。

(ソフトバンク株式会社)

まず大前提だが、今回のお話が資料12-3で、いわゆる1、2、3とあるうちの2つ目の、競願が発生する場合のケースだと理解している。したがって、もともとの事業者が有効利用をその時点でできているかどうかということにかかわらず、競願が発生した場合には、このプロセスが始まると理解している。ただし、競願が発生した後の比較審査の際には、開設指針等々を踏まえた上で、有効利用だけではなく、総合的に勘案して事業者が選定されると理解している。今のお話は、その以前のタイミングで既存事業者がある程度十分に利用しているという状況ではあるが、競願が発生したことによりプロセス2番が走るという前提においては、当然ながら事業者は十分に有効利用している理解であり、これ以降も有効利用をしている限りにおいては利用可能となる想定をしているため、何年かの猶予はあつてしかるべきではないかと考えている。

(ソフトバンク株式会社)

議論全体について感じているところをコメントさせていただく。今回のそもそもの一連の議論は、周波数の再割当ての要件が幾つかあるが、その中で楽天モバイルからプラチナバンドの開設指針制定の申出があつたという前提で議論が進んでいると認識している。これは、周波数が現に有効利用されていた場合も、申出が可能な仕組みで、やはり普遍的な制度としては、モバイルネットワークの安定的な運営を大前提に据えて整備していくことが基本であると思っている。他方で、今回楽天モバイルの要望されているプラチナバンドの利用開始時期は極めて早期に利用したいという意向を示されている。その一方で、プラチナバンドで具体的にどのぐらいの帯域幅が必要か、どういった時期に必要なかということに関しては、周波数の有効利用という観点では必ずしも十分な論拠が示されていないと考えている。このような状況で、工事の話等をされていて、無理をしたらどこまで移行を早められるのかといった、そういった観点で検討が深められている部分も一部あるが、恒久的な再割当て制度を考えていく中で、無理してどこまで実施可能かといったところを突き詰めていくと、当然、事故やリスクもはらみ、利用者にしわ寄せが来るようなところもある。結果的に、蓋を開けてみたら既存事業者以上に周波数の有効利用がなされなかったということが起こらない保証も得られない状況になること

を、我々としては危惧している。今回、緊急的な要望として早くという話があるが、ここは引き続き精査の上だが、仮に必要である場合は他の狭帯域の捻出といった選択肢を含めて、再割当て制度については、楽天モバイルも含めて全ての事業者が既存免許人として移行対象になり得るといったところがあるので、現実的にネットワークの安定提供を損なわないような期間設定等をお願いしたいというのが弊社の考え。

(楽天モバイル株式会社)

ソフトバンクの発言の内容について、楽天モバイルの考え方を説明したい。栗田先生の指摘は、あくまでも競願申請をした後に比較審査で負けた場合の話だと思っている。当然、我々、そのプロセスの準備があり、具体的な数は我々の作戦の一部になってくるので、このタスクフォースでそれを公にするのは非常に不利になってしまうことから、オープンにしないということは理解いただきたい。ただ、栗田先生の質問に関して言えば、競願で比較審査があって、仮に楽天モバイルが立候補し、もしソフトバンクが負けた場合の移行期間にこれくらい時間がかかるのかという質問だと思う。現時点で楽天モバイルがその根拠を示していないということは、このタスクフォースで言うべきことではないと我々は理解しているので、そこは修正させていただきたい。

(ソフトバンク株式会社)

周波数の有効利用に関しては、毎年、利用状況調査の中で評価をされ、その評価で有効利用されている状況でも、このようなプロセスが発生した場合は競願の結果として負けることがあり得る。したがって、旧来の事業者が有効利用し運用している、十分に活用している状況の中での設備投資なり将来の備えをしていくことが求められると思っている。求められるものは、将来的なものの開発、新しいサービスをユーザに提供するための投資になるが、その中ですぐに移行が開始される、補償されないという事態に陥ると、事業の安定性、作業そのものの安定性にも憂慮する事態に陥ることが起こり得るのではないかと考えている。これは私どもだけではなくて、楽天モバイルも同じ立場になり得ることである。競願審査でどうなるか、これは分からない。ただし、それに至る前の段階で有効利用が十分できていると評価されたものを、何の猶予期間もなく取り上げるような状況が起こるのは非常に憂慮すべき状況と考えている。

(楽天モバイル株式会社)

そのような意見を栗田先生もお聞きしたかったのかと思う。

(栗田構成員)

今のお話は、資料12-3の15ページ、①の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないときには当たらず、②の開設指針制定の申出があったときを想定しており、ご主張の説得力は、①電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないときの水準をどの程度と考えるのか、②において競願審査、比較審査において負けたことをどのように評価するかという点にかかっているのではないかと思う。ソフトバンクの説明だと、①の場合に当たらない場合には、十分な電波の有効利用ができていると判断されたと評価してよく、中長期的な投資、先行投資も行うのが当然であって、その場合には、仮に競願審査、比較審査において負けたとしても、なお中長期的な投資の見込みについては保護してほしいという主張だと理解した。最後に、猶予期間を認めないのはおかしいといわれたように思うが、猶予期間として一定の移行期間を認めることを前提として話をしている。その際に、中長期的な投資や先行投資を移行期間の長短の設定に当たって考慮すべきかどうかという点についてお伺いしたものだが、ソフトバンクの主張は理解した。

(相田主任)

質疑応答はここまでとし、以降は構成員同士での意見交換とするので、携帯電話事者の皆様におかれてはご退席をお願いしたい。

③ 論点整理

資料12-3に基づいて事務局から説明が行われた。

④ 意見交換

(猿渡構成員)

簡易な作業で周波数変更が可能な設備を導入している事業者、つまりより柔軟な運用ができるようにしている事業者が損をするような法整備になってはいけないと思っており、利用者保護も大事だが、個人的に危機感として持っているのは、日本の情報通信産業はグローバルで見ると結構ぼろぼろで、どうやって生き返るかという、やはり規制緩和をしていかないといけないというときに、既存の事業者を保護し過ぎるような方向に持っていくのはよくないと思う。その一方で、資料12-3の3ページ目に有効利用評価方針案の概要とあるが、既存事業者を新規事業者が覆すのは結構難しいと思っている。なぜかという、新規事業者が入ってくる時はそれだけの投資が発生するわけで、その

投資が発生すると、結局利用者という日本国民に返ってきて、結果的に料金、産業全体的にはコストがかさむという結果になりかねない。有効利用評価方針は利用者保護も重要だが、日本全体にとってどうなのかをしっかりと評価する設計としていただきたい。この場で議論することではないのはよく分かっているが、ここをしっかりといただきたいと考えている。

(三瓶主任代理)

全てのオペレーターが工事期間や経費を比較できる形で述べられて、楽天モバイルは比較的短時間でできるというのに対して、既存3社は7、8年かかると言っているように聞こえるが、楽天モバイルは結局、フェムトセルの1人でできる設置工事しか想定していない。それに対して、既存事業者は3人ぐらいは必要だと言われている。これは、例えば脚立が必要で、脚立に上って作業をするときは当然ながら複数人いないといけないことが義務化されていると思う。想定される工事が違う工事で比較してもしょうがないというのが一点。また、楽天モバイルは365日フル稼働したら1年7か月ぐらいたと言われているが、今の働き方改革の時代で、休みを返上して働くことをこういう場に出してくること自体問題である。これを普通のビジネスアワー週5日、それから祝日を除いた上での日程にすると大体1.7倍、既存業者が3人に対して楽天が1人という、人の割当ては3倍ということと比較して補正すると、結局楽天モバイルは7、8年かかるということと等価なことを言われている。積み上げる根拠が違うので日数が変わっているが、工事期間は大体一致しているという判断をすべき。あとは、コストを誰が負担するかというのは別として、既存事業者は実際にかかるコストを積み上げているわけで、言われているとおりだとすると、大体議論はし尽くされて、あまりオーバーな数字ではなく、大体妥当な線が今回の資料で現れてきたと判断していいというのが私の印象。

(栗田構成員)

資料12-3は、変更可能だと考えてよいのか。

(高橋電波政策課調査室長)

論点整理の「案」であり、これからご議論いただければと考えている。

(栗田構成員)

資料12-3の7ページの移行期間の1つ目と4つ目と5つ目のポツについて相互に関

連するので、これらについてコメントを申し上げる。まず、1つ目で、プラチナバンド特有の事情として、無線局数、基地局の受信フィルタ挿入等を踏まえた移行期間を検討すべきではないかとの記載だが、プラチナバンドに特有の事情があるために考慮されるべき事情が変わってくるという趣旨だと思う。そうだとすれば、プラチナバンドだから特別扱いするという読み方をされない表現の方がよりよいのではないかと思う。

4つ目について、再割当てに係る作業にどの程度の工事リソースを割り当てるべきかは、先ほど三瓶先生が説明いただいたとおり、結局のところ誰が移行費用を負担すべきかという点と関係している。再割当てに係る作業にどの程度の工事リソースを割り当てることを標準として移行期間を設定すべきかという話ではないかと思う。

最後の既存事業者の利用者保護について、書かれていることは全くそのとおりだと思うが、移行期間の設定に当たってレピータ設置等にかかる期間を考慮すること自体が既存事業者の利用者にかかる不利益の考慮だと思う。このように、ここまでに書かれている事項に既に織り込まれている利用者保護の視点を取り出して述べているものであって、別個に考慮するという趣旨ではないと思うので、誤解のないような書き方にできればよいのではないかと思う。

(山郷構成員)

資料12-3の11ページについて、移行費用の負担の考え方は、誰が負担すべきと考えるかとコメントいただいている。この部分は移行期間の話ともリンクし、資料12-3の7ページの図について、赤い点線で周波数の使用期限を書きいただいております。周波数の使用期限が設定された以上は、その使用期限までに退出しなければならないことが既存免許人に課される義務であり、それまでに順次適切な移行計画を策定して、それなりの年数をもって計画的に順次移行していくことを一義的には既存免許人側の責任でやっていくということだと思う。それを新規の免許人が、オレンジの角度をもうちょっと早くして、使用期限を前倒すような形で、より早い角度で使用を終了させたいということであれば、その部分はまさに終了促進措置を使って、新規免許人の費用負担で部分的にやっていかなければいけないことだと思う。前回の会合で各キャリアの中でエリアを区切って順次移行するアイデアも出ていたが、例えば新規の免許人が首都圏のエリアを早く使いたいということであれば、そこに限っては新規免許人が終了促進措置を活用しながら費用負担をしていくことと思う。まさにこのような需給の調整弁みたいな働きをするのが終了促進措置そのものと理解しており、そういった意味で適宜、終了促進措置を活用しながら、必要な範囲で新規の免許人の費用負担で周波数の使用期限の前倒しを

図っていくのが基本的な考え方になると思う。

次に、資料12-3の11ページの2つ目で、終了促進措置の活用を任意とすべきかという記載もあるが、今回は任意という形で終了促進措置を活用していくやり方は十分あり得ると思う。そもそも終了促進措置の制度自体、新規免許人が本来の使用期限よりも前倒して使いたいときに、自主的に民衆の交渉を経て、費用負担をして、周波数の使用を前倒するという、これは本来的に任意の制度であり、その本来的な趣旨にも沿う話だと思う。資料12-3の14ページで、従来との相違点をまとめていただいたが、今回は比較審査をした上で終了促進措置を使うかどうか蓋を開けてみないと分からないところもあり、そういった点でも終了促進措置の利用はあくまで任意的なものとして、その上で新規の免許人が定められた使用期限よりもより早く前倒して使いたいというニーズがあるのであれば、それは終了促進措置を活用いただくことになるのではないかと考えている。

(関口構成員)

資料12-3の2ページで、開設指針制定の要否の決定に当たっては、下線部にあるように、申出人による有効利用の程度の見込みが既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であることを確認することが必要ではないかという記述になっている。現状、楽天モバイルは有効利用の程度を、手のうちをなかなか明かそうとせず、既存の指標以外に、低廉な利用者料金も考慮しろということを主張されているとしか分からない状況。資料12-3の1ページの左のところの2番目、当面4Gのカバレッジ確保が目的で、基地局数、人口カバー率、面積カバー率は他社と同程度を目指すと書いてある。この2ページを基準としたときに、少なくとも同等以上といったときに、1ページのような同程度を目指すということになると、同等未満であり、ここから先の議論に入る前の門前払いと読むのが、素直な読み方になるのではないかという疑問がある。そこから先の審議に本当に入れるのか、私の疑問で理解できないところである。

(相田主任)

楽天モバイルが勝てるかどうかは置いておいて、勝ったときにどうするかを議論するのがこのタスクフォースと理解しているが、事務局の見解をお聞かせいただければと思う。

(高橋電波政策課調査室長)

「既存免許人と同等以上」としており、既存免許人と同じレベル以上かどうかを確認できればと考えている。「超える」ではなく、「同等」としている。

(関口構成員)

目指すというのは、その到達点にたどり着いたらいいなという期待であり、その意味で、同等以上とこれを含めてあげるのは、やや親切過ぎるという印象を受けるのが私の感想である。

(高橋電波政策課調査室長)

開設指針の制定の申出を行う際は、申出人は将来の周波数の開設計画、利用程度の見込み等を出すことになる。申出時点では基地局を開設していないため、申出人の将来の計画と比較せざるを得ないと考えている。

(中島構成員)

山郷先生の終了促進措置を使ってという意見に私も賛成だが、楽天モバイルは終了促進措置を使うつもりは全然ない、特に今回の法改正に基づけば終了促進措置を使わない方法が可能であると発言された。この点に関しては、改正電波法に「終了促進措置」という文言は入ったが、必ずしも終了促進措置を義務付けることにはなっていないからという理解でよいのか、よろしければ山郷先生にお伺いしたい。

(山郷構成員)

楽天モバイルは、1年とか短期間で周波数の使用期限を設定してほしいということだと思う。恐らく費用負担はなるべくしたくないという思惑があると思う。制度上、そうすること自体は可能と理解している。栗田先生の指摘にも関連するが、5年という免許期間を削り取る形で周波数の使用期限を設定することになるわけで、その場合には国庫として損失補償しなければならないということだと思う。特に今回、競願、比較審査をして、結果として楽天モバイルが勝った場合を想定しながら議論をしているが、そのシナリオは基本的に既存免許人も一定程度の周波数の有効利用をしており、それにもかかわらず、本来保証されるべき5年を削り取る形で、それだけ短期の使用期限を設定するのは、それ相応、相当な理由がないと難しいという気が個人的にはしている。少なくとも5年を上回る形でないと整理はつきにくいと思っていて、楽天モバイルがそれ

では長過ぎると、待てないということであれば、やはり終了促進措置の制度を使って前倒しするという事と想っている。

(中島構成員)

楽天モバイルが提案した、10年のスパンで順次移行というのは、終了促進措置をイメージしてしまうが、終了促進措置を使わないとのことであった。私自身も1年は短過ぎると思っており、1年では現実的に移行が実現できないという問題もあるが、もし1年のような短期を設定した場合には、楽天モバイルにとっては、そもそも前倒しするインセンティブが働かない。そうすると移行費用が支払われず、既存免許人には全くメリットがない状態になる。移行期間が例えば5年から10年といったようなある程度のスパンが確保されるからこそ、後発事業者にとっては前倒しをするインセンティブが働く。既存免許人にとっては、電波が縮減されるのに、その対価がゼロ円では困るので、対価の支払いが得られるならテーブルについて話し合いをしようという気になるかと、もともとは思っていた。その際、終了促進措置は民同士の相対の契約がベースになると理解しているが、楽天モバイルがなるべく早くに基地局を打ち始めて実績をつくることに既存免許人が協力するのであれば、例えばなるべくテーブルに早くついた事業者には多く支払うとか、何かそういうことができる、限られた枠組みの中ではあるが、少しは前向きな、競争促進的な制度になるのではないかと思っていた。しかし、10年のスパンでも終了促進措置を使わないということだったので、終了促進措置が機能しないことを懸念している。

(相田主任)

資料12-3の7ページの図について、現在の制度では周波数の使用期限の線しかないので、既存免許人は場合によってはここまでぎりぎり使い続けることができ、それに対して何のペナルティーもない制度になっている。やはり競願に負けて明け渡すことになったからには、もっと早く明け渡す制度がプラスアルファで要るかと思う。以前、5年という移行期間が一番自然なのではないかとかいう議論もあったが、現実的に特にプラチナバンドの場合に5年で移行は無理そうだとすることで、例えば、既存免許人は過半数を5年以内に明け渡すような移行計画を提出しないとイケないとか、このオレンジ色のカーブを既存免許人は自ら示さないといけない、それよりももっと早く明け渡してほしい場合は、その部分は移行促進措置になる。そのような制度もあり得るのではないかと思う。

(栗田構成員)

先ほどの中島先生からのご発言について補足させていただきたい。第一に、免許期間内に終了期限が来るような形での移行期間の設定は、先ほどの議論において、楽天モバイルからもそこまでは考えていないという趣旨の回答があったように記憶している。この点については山郷先生が損失補償の対象になるという指摘をされており、そのとおりだと思うし、それに加えて、損失補償の対象になるような移行期間の設定は電波法の趣旨からしても望ましいものではないとも言えるのではないかと思っている。

第二に、終了促進措置との関係だが、私の理解では、楽天モバイルは移行費用は既存免許人が負担すべきであるという主張から終了促進措置の利用を否定しているのであり、段階的な移行を実現するための制度として終了促進措置を利用することについては検討するというお答えであったと記憶している。相田先生から説明があったように、終了促進措置を使わなかった場合は、使用期限までは既存免許人は全ての周波数帯をフルに使用することができ、使用期限が来ると一斉に使えなくなる。資料12-3の7ページで書かれている図のオレンジのラインが反映されていないことになる。ところが、楽天モバイルが今日提案になった段階的移行は、まさにこのオレンジのラインを反映しようとするもので、既存事業者からも指摘があったが、このオレンジのラインを反映するために利用する制度として、終了促進措置は一つの有望な選択肢であり、その点については楽天モバイルは回答を保留、検討中と言われていたように思う。

また、2ページの1ポツ目、関口先生が指摘になっていた点で、この会合が、仮に競願審査において競願人の有効利用の程度が既存免許人を上回り、開設計画が認定された場合に、移行期間及び移行費用の負担の在り方についてどのように考えるかという仮定の下に行われているものだとすると、2ページの1ポツ目、有効利用評価の結果と同等以上であることを確認することが必要であるという、この部分の確認をしておく理由が分からなかったので、事務局から説明いただきたい。

(高橋電波政策課調査室長)

今回のタスクフォースの議論は、「移行期間」や「移行費用の負担の在り方」について集中的に議論いただいているが、これらの議論を行う中で、周波数有効利用についてどういうふうに考えるのかといったような議論がタスクフォースであったことを踏まえると、「移行期間」、「移行費用」に限らず、タスクフォースで幅広くご議論いただいた内容も含めて取りまとめていきたいと考えている。2ページは、競願の申出によるプラチナバンド再割当てに関連する事項として記載したものの。

(中島構成員)

競願の考え方についてどう考えるべきか、相対的な競争の中で負けたのだからすぐに出ていってもらおうと考えるのか、それとも有効利用していても負けることがあるのだからとソフトバンクが主張されていたが、その点をどう考えるかによって制度設計が変わってくるかもしれない。有効利用していても負けるというところに視点を置くとすると、例えば安定的な投資ができなくなる、ひいては利用者保護をどう考えるかというところに関わってくる。競願をあくまでも早く出ていってもらおうという制度として捉えるのか、それとも有効利用していても負けることがあるのだからというところに何か配慮するのか、一応の視点として意識しておくことは必要であるように考えた。

(相田主任)

栗田構成員から指摘のあった7ページの一番下のポツの既存事業者の利用者保護ということに関して、これは基地局以外にも可能性として、利用者が使っている端末の交換が起り得るということで、そういうことが起こるのであれば、非常に考慮しなければいけない。特に今回1社から15MHz全部取り上げるとすると、その可能性はかなり出てくる。今回、資料12-1にもあったが、3Gで使っていた周波数を移行すると、4G端末に関して基本的に周波数が別に削られるわけではないため、既存利用者の端末交換等々の対応は多分必要ないだろうということ。一般論として言うと、既存利用者の保護の中にはそういう利用者の端末交換等々が非常に大きな項目として出てくるが、今回楽天モバイルが提案しているプラチナバンドの周波数割当てについては、そちら側はあまり考えなくていいと思ったので、コメントさせていただく。

(3) 閉会

以上